

## 税制調査会（第23回総会）議事録

日 時：令和元年6月12日（水）14時00分～15時29分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第23回税制調査会を開会します。

本日は、まず国際課税を議題とします。

国際課税に関しては、先週末に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、経済の電子化への対応等について議論されたところですので、事務方から、その結果や国際的な議論の状況、こちらは極めて大事なものですから、御報告をいただきたいと思えます。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただいておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

それでは、ここで、カメラの皆様、御退室をお願いします。

それでは、国際課税に入りたいと思えます。

こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、財務省から御説明をお願いしたいと思えます。細田参事官、よろしくお願いします。

### ○細田主税局参事官

主税局参事官の細田です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、総23-1に沿いまして御説明させていただきます。

まず5ページをお願いします。G20財務大臣・中央総裁会議、これはどういった会議なのかというところからお話をさせていただきます。

もともとはアジア金融危機の後、1999年当時ですが、先進国・新興国が一緒になって世界経済問題を議論する場が必要だろうということで、財務大臣レベルでG20の財務大臣・中央銀行総裁会議が作られたところです。

2008年、リーマン・ショックの後ですが、世界的な金融危機が起きた。これをきっかけとして、先進国・新興国双方の首脳レベルでこれに対する対応を考えなければいけないだろうということで、2008年11月にサミット、首脳レベルでのG20の会議が開催され、その後、2009年4月には第二回がロンドンで開催されまして、そういう中で数々の金融危機に対する対応が矢継ぎ早に打ち出されていったわけですが、そのような危機対応をきっかけとしてG20という枠組みが首脳レベルで行われるようになっていきました。

その後は毎年、様々な国で行われるようになっていったわけですが、足元はある意味、危機というよりは平時の議論になってきておりますので、世界経済が安定的に成長するためには、どのような課題に取り組むべきなのかというグローバルな課題について、先進国・新興国が一緒になって解決策を議論する場、そのような中で、プロセス

の一つとして財務大臣・中央銀行総裁会議が毎年開催されています。

6 ページです。G20の参加国ですが、G20の参加国に加えまして招待国ということで、今年はアジアやアフリカからの国々も参加しておりますし、また、下の方にありますようにIMFや世界銀行など、そういった主要な国際機関も参加して議論が行われているということです。ちなみにG20、20カ国といますが、一番上を見ていただきますと、19カ国と欧州連合を足してG20と呼んでいるものです。

7 ページです。この写真を見ていただきますと、G20の国々と国際機関が並ぶとこのような感じになるのがお分かりいただけますが、左側の方に麻生大臣と黒田総裁が議長という形でお座りになって、各国の大臣・中央銀行総裁がこのような形で一堂に会していろいろと議論を行っています。

そして、今年は日本の議長下で、1月に次官級の代理会合から議論を開始して、4月にワシントンで財務大臣会合、そして、6月、先週、福岡で再度、財務大臣会合を行い、6月の大阪サミットに向けて一定の取りまとめを行ったということです。

議題としては、こちらにありますように、一つは世界経済の現状について、二つ目に、世界経済を成長させていくためにどのようなことが必要なのか、そして、技術革新、グローバル化、こういったものにどうやって対応していくのかということで、日本の関心が高いグローバル・インバランスの問題や高齢化の問題、また日本の強みがあります質の高いインフラや自然災害への対応、こういったものに加えて、技術革新、グローバル化、こういった観点から国際課税につきましても一つの大きなアジェンダとして議論を行ってきたところです。

8 ページです。では、国際租税の議論はどういうものかということですが、これまでも何度か御紹介しておりますBEPSです。国際的な租税回避への対応、こういったものはG20の中でずっと議論されておまして、国際協調の成功例とも呼ばれております。その流れを私どもの議長下でも引き継ぎ、またさらに強化していく観点から、主な議論の内容のところにあります四点を、我々の課題として挙げております。

一つ目が経済の電子化、デジタル化への対応ということで、2020年までに解決策をとりまとめる。そちらに対して一定の道筋をつけるということが一番大きな我々としての課題です。

二つ目がBEPSへの対応ということで「BEPSプロジェクト」、今、実施が進んでおりますが、さらに世界に均てんしていくためにどうするのか、今後のBEPSプロジェクトの進め方をどうしていくのかということについても議論したいということです。

三つ目に、国際的な脱税や租税回避への対応という観点から税の情報交換、特に金融口座情報の自動的交換をどのように進めていくかということが三点目。

四点目に、税と開発とございますが、途上国の歳入を得る能力、こういったものをどのように支援していくのか。また、BEPSプロジェクトや情報交換、こういった新たな制度について、先進国から支援をしていくことによってどのように途上国に幅広くこの

ような制度を広げていくのか。ここに「税に関する協働のためのプラットフォーム」とございますが、IMF、OECD、国連、世銀、こういった国際機関とともに、どのように協調して支援を行っていくか、こういったことを議論いたします。この四つが国際租税のアジェンダでございました。

9ページですが、こういった点につきG20で議論をしたわけですが、国際租税の関係では二つイベントがございました。6月8日の午前中ですが、国際租税に関する大臣級シンポジウム、主な大臣に御出席いただいて、その問題意識を共有して、将来に進めるべき方向性を議論してもらおうということが一つ。

そのシンポジウムの後、G20の財務大臣会合が土曜日の午後から日曜日にかけて一日半ございましたが、その日曜日の午前中のセッション一時間半で、国際租税について議論して、G20各国の合意事項をコミュニケ、共同声明という形でまとめまして、G20参加国の共通理解を世界に発信しようということで議論してきたところです。

それぞれの結果につきまして10ページ以降でお話をさせていただきたいと思います。

10ページは大臣級シンポジウムの概要です。セッションは二つございまして、一つ目のセッションでは経済の電子化に伴う課税上の課題ということで、いわゆるデジタル課税の問題について議論しました。グリアOECD事務総長の司会のもとで、アメリカのムニューシン長官、イギリスのハモンド大臣、フランスのル・メール大臣、また、中国、インドネシアの財務大臣、そして、麻生副総理にも御出席をいただきまして議論していただいたというのが一つ。

二つ目のセッションでは、BEPSプロジェクトの残された様々な課題や情報交換など、租税回避や脱税への取組について、今までの取組の振り返りと今後の進むべき方向性を浅川財務官の司会のもとで、ドイツのショルツ大臣や、インドの新しい財務大臣といった方々に御出席をいただいて議論したということです。

私どもとしては、主要国の大臣がこのように一堂に会して直接意見交換をする、また、その声を直接シンポジウムの参加者に聞いていただくことは、貴重な機会だったのだろうと思っております。そういう中で、お互いの考えを広く共有して、足元の様々な課題について色々な形で共通理解を促す、そして、世界にメッセージを発するということができればと思い、このような会、シンポジウムを企画したということです。

その議論ですが、11ページ以降です。下の方に写真を載せておりますが、真ん中がセッション1の写真でして、右端に例えばアメリカのムニューシン長官ですとか、その隣にイギリスのハモンド大臣などが写っております。一番右はセッション2の写真です。

このような形でシンポジウムを行いました。麻生大臣から、まず冒頭、議題設定ということで、経済の電子化に伴う課題についてはBEPS包摂的枠組みの会合で議論が進んでおりますので、そういったものを踏まえてどのように進めていくのか。また、セッション2でBEPSプロジェクトの今後についてしっかり議論してもらいたいという課題

設定をしていただき、グリアOECD事務総長から、このBEPSプロジェクト、情報交換の最近の進捗や成果、また、電子経済の議論の状況についても報告をしていただき、その上で各大臣に御議論をいただきました。

12ページに入りまして、このセッション1、経済の電子化への対応ですが、そもそも経済の電子化に伴う課題というのは何なのだろうか。それについて、今、どのような提案がされていて、どう進めていくのかという議論を行いました。

ここに麻生大臣の発言と各国のパネリストの発言を簡単にまとめていますが、私の感想としては、BEPS包摂的枠組参加国で合意された解決策の方向性、また、これを2020年までに解決していくのだということを各大臣に支持いただき、より速やかに対応していくべきだろうという意見が多かったのではなかったかと思っております。

また、それに伴って、もしそのような議論が進むのであれば、国内で個別に措置を考えているような国は、その措置はやめますという御発言もございましたし、あとは経済の電子化で生じた問題は適切に対応していく必要もあるが、他方で、特定の産業を差別的に扱うというところは心配であるという御意見などもございました。また、様々な新しい措置を入れるときにはなるべく簡素な措置にするべきではないかということ、こんな意見が聞かれたところです。

ただ、このセッションで一番重要なのは、いずれにしても、このような経済の電子化に伴う課題を解決するためには、G20の重要性といいますか、政治的なガイダンス、リーダーシップによって議論を前に進めていくことが非常に重要である。そういう意味で、この会合において2020年の合意に向けた大臣レベルの強いコミットメントが得られたのではないかと私どもは感じているところです。

13ページ、これはセッション2の方でBEPSプロジェクトや情報交換全般の取組について議論したところです。このセッションにおきましては、BEPSプロジェクト、また情報交換について、引き続き取り組むことの重要性が大臣レベルで確認できたのではないかと、また、国際協調のもとで取り組むことが重要であるということではなかったかと思えます。また、それに合わせて、新しい様々な制度を入れていくにあたっては、途上国への能力開発支援も重要であろうという意見も出たところです。

そういう意味で、税における国際協調が引き続き重要であると大臣レベルのコミットメントは得ることができたということで、全体のシンポジウムとしてはポジティブなメッセージを送ることができたのかなと、私どもも思っているところです。

参考までに14ページですが、このシンポジウムが終わりました後、OECDと国税庁の間でアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミーを設立する署名式を行いましたので御紹介させていただきます。

これはアジア大洋州の税務職員向けに様々な租税犯罪等の調査の研修を実施するため、税務大学校におきましてアジアの職員を呼びまして、先進国の税務職員、OECD職員を講師として年に三回程度、研修を行うものです。この設立の覚書について国税庁と

OECDの間で今回署名を行わせていただきました。

また、15ページですが、今回、福岡のG20会合をきっかけとして、BEPSプロジェクトや税の情報交換、こういったものをOECDのウェブサイトでいろいろと情報提供しているのですが、これを日本の支援で新しくして、各国の取組状況やBEPSの最新の動き、またBEPSの歴史など、左下にあるように浅川財務官とパスカル・サンタマンというOECDの租税総局の局長のインタビューとか、こういうものをウェブに載せまして、BEPSや税の情報交換、こういったものをより幅広く知っていただけるような取組に日本としても支援をしているということも御紹介させていただきます。

そのようなイベントがありまして、日曜日、9日に国際租税の議論を行いました。16ページのコミュニケのところですが、この共同声明はG20の財務大臣間での議論の結果出されたもので、ある意味、各国の合意事項ということです。ここに議論が集約されているわけですが、ポイントをいくつか御紹介させていただきます。

上から二行目の終わりから三行目にかけてですが、BEPSパッケージの世界的な実施、また税の安定性向上の重要性を再確認するということが、BEPSへの対応を引き続きしっかりと行っていく。また、その際には企業に不確実性を与えないように税の安定性、Tax Certaintyにも留意すべきであるということを確認をされている。この税の安定性という観点では、今回、IMFとOECDからTax Certaintyに関するアップデートされたレポートも会議に提出されているところです。

二つ目は、経済の電子化に伴う課税上の課題です。これにつきまして四行目の終わりぐらいからですが、二つの柱からなる野心的な作業計画を承認する。また、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策の取組をさらに強化する、redouble our effortsとコミュニケに書かれています。この2020年の合意に向けて、ロードマップを示した作業計画、これをG20の財務大臣が承認をした。それから、2020年までに解決策に合意するという大臣間のコミットも再確認した。これが今回の会議の中で一番大きな成果ではなかったかと思っています。

作業計画については後ほどまた御紹介をさせていただきます。

三つ目です。その後ですが、税に関する金融口座情報の自動的交換についての最近の成果を歓迎し、また、このような情報交換をきちんと行っているといえる基準を満足に実施していない国、こういった国のリストもG20福岡会合にOECDから提出をいただきまして、そのような国々に対してしっかりと対応をするように促すきっかけとするということも行っております。

四つ目に税と開発の関係です。下から三行目ですが、開発途上国における税に関する能力構築支援を引き続きG20は支持するということがコミュニケにも記載されているということです。

また、最後には、先ほど申し上げたアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミーを歓迎するといった文言も入っているところです。

以上のように、最初に申し上げた日本の目指す四つのアジェンダにつき、このコミュニケーションの中にそれぞれ一定の大臣間の合意事項なり、議論の方向性を示すことができたのではないかと考えているところです。

以上がG20福岡会合の報告です。

これから簡単にBEPSプロジェクトの現状を紹介させていただき、その後に電子経済の議論が、今、どのようになっているのかを御紹介させていただきます。

18ページです。BEPSプロジェクトですが、御承知のように企業の活動がグローバル化していく、また、デジタル化もしていく、そういった中でビジネスモデルが変わっていく、これに国際課税ルールが追いついていないのではないかと、そういうことで二重非課税が起きているのではないかとということ、これが大きな課題である。そのような中で、さらにリーマン・ショック後、特に、多国籍企業の課税逃れという負担の不公平感のようなものに対する批判、こういったものもあって2012年から2013年にかけて議論がなされ、何かやるべきであるということでBEPS行動計画ができ、2015年に最終報告書、15の報告書ができ上がったということです。

BEPS実施フェーズということで、2016年に京都におきましてBEPS参加国によるフォローアップの会合、BEPS包摂的枠組み会合を立ち上げて、そこでBEPSの実施状況をモニタリングするとともに、経済の電子化への対応といった新たな課題についても議論している。そういうものが今、BEPSプロジェクトの現状です。

19ページにありますように、今の活動としては、まず実施状況のモニタリングです。特に参加国が最低限守るべきと言われておりますミニマムスタンダードのモニタリングが一つ。また、残された課題ということで経済の電子化の問題を議論していく。それから、途上国をしっかりと巻き込んで支援しながら取組を進めていくことがBEPSプロジェクトの今の大きな課題となっています。

20ページを見ていただきますと、もともとBEPSプロジェクトにはOECDプラスG20の国々ということで46カ国から始まったのですが、京都会合の当時は79カ国・地域でフォローアップ会合が始まり、足元では129カ国・地域ということで非常にグローバルな取組となっている状況です。

そのような取組の実施状況について、いくつか例として御報告したいのが21ページ以降です。一つは、BEPSの行動13にあります移転価格税制における文書化制度の整備です。多国籍企業が様々な内部取引、グループ内取引を行う際に移転価格制度との関係で適切な書類を提供又は作成・保存するような国内の制度を作る。その中でも特に下の真ん中に国別報告書というものがございますが、国別の活動状況に関する情報は各国の税務当局間で交換できるようにしましょうということで、私ども日本でも28年度税制改正で対応して、昨年からは実際に交換を開始しております。世界では今、80カ国が既に国内法制を導入しておりまして、これから更に少しずつ増えていくということだと思っております。

日本においては、そういう中で22ページですが、66カ国の国々との情報交換を既に始めている、または今後始めるという状況になっています。

もう一つの例としては、23ページですが、BEPS防止措置実施条約です。BEPSの様々な防止措置につきまして、租税条約に関連して様々な措置を導入すべしというものが入っています。そういうものを一つ一つ租税条約を改正して対応するのは大変ですので、一本の多国間条約を作り、それに各国が署名して批准して対応しようという取組ですが、これにつきましても日本は昨年、国会で承認をいただき、今年の1月1日から発効しています。現在、86カ国が署名をし、25カ国が批准をしている状況でして、このネットワークも着々と拡大している状況です。

24ページに署名国の一覧を載せております。こういった国々のうち、日本と条約が適用になる国々については、ホームページに実際にどのような規定が変わるのか、変わった場合に租税条約はどのようになるのかということ載せており、私どもでも変更について周知、広報をしているところです。

25ページでG20の取組の一環ということで今、進んでおりますのが非居住者に係る金融口座情報の自動的交換、これについても少しお話をさせていただきます。G20で非居住者の金融口座情報を自動的に定期的に各国で交換をしようという取組をずっと進めておりまして、これには100カ国以上の国が今、コミットをしており、実際に90カ国が昨年末までに交換の開始を行っています。

今回の福岡会合ではOECDから実施状況について報告があり、4,700万口座ほどの情報が既に交換をされていて、残高を全部足し合わせると大体4.9兆ユーロ、600兆円にも上る。この結果、一部のオフショアアカウントの口座なども減少しているのが見られるのではないかとということがOECDのレポートにも書かれており、一定の効果が出ているのではないかと評価がされているようです。こういった取組ですが、まだネットワークは広げていく余地がありますので、自動的交換をいかに広げていくかということが一つの課題になっております。

26ページは具体的にコミットをしている国、実施している国の一覧ですが、そういうネットワークを広げるという意味で27ページ、情報交換をちゃんと行っているかどうかという一定の基準を作り、各国で審査しましょうという取組を行っています。昨年、実はその基準を改定して、真ん中辺りに旧基準、新基準とあるのですが、今までは金融口座情報の自動的交換については実施を約束していればよかったわけですが、新基準では実際に交換を開始していないといけないこととしました。また、条約についても、今までは署名していればよかったものを、新基準では発効していないといけませんという形で基準を作り直して、その評価を今、行っているところです。

福岡の財務大臣会合には、今の段階で新基準を満たしていない国を10カ国、報告をいただきまして、今後、こういった国に対してしっかり基準を満たすように、様々な形で働きかけをしていくことが考えられます。また、この新基準は、2019年末時点の結果

を受けて、最終的な全体の評価ができるということですので、引き続きOECDにフォローアップを求めていき、こういった国々がちゃんと守っていけるのかどうか、また新たに取りこぼしが無いかということを引き続き議論していくという状況になっております。

29ページ以降では、BEPSプロジェクトの状況を踏まえ、今回のG20で一番議論となりました経済の電子化への課税上の対応について御報告をさせていただきます。

この議論はBEPSの議論の中でずっとなされており、BEPSの15の報告書の中の勧告1の中で一定の整理がされております。その整理としては、29ページの下にあります。消費税につきましては国際ルールを見直して対応していきましようということで、日本も含めて各国、対応が進んでいるところです。

他方で、直接税、法人税の関連ですが、こちらは引き続き検討すべきということで、当面はほかのBEPSの報告書にあります勧告で対応していくのだろうということで、日本におきましても倉庫等のPE認定を見直す、こういった対応を行ってきたところです。

この問題は、もともとBEPSの議論から出てきている問題でして、経済がデジタル化して、そのビジネスモデルが変わっていく中で税制がどう変わっていくのか、税制がどう対応していかなければいけないのかというより広い視点で検討が始まり、そういう中で一部のIT企業への課税が不十分、不公平であるという声の中で、さらに議論を加速せよということになってきたというのが最近の流れです。

それを振り返りますと30ページですが、今、申し上げたように2015年の段階では2020年まで作業を継続し、継続して検討するということでしたが、2016、2017年辺りから特に欧州を中心にIT企業への課税が不十分ではないかという批判もあって検討を加速せよということになり、昨年、2020年までに何らかの合意を得るべきであるというコンセンサスができて上がってきました。

それを踏まえて、OECD、またBEPS包摂的枠組みの参加国の間で議論をして、今年に入り、様々な案のイメージのようなものを示しながら、民間へのパブリックコンサルテーションなども行い、それを踏まえて、今回、この経済の電子化への対応のための作業計画を129カ国・地域でとりまとめて福岡会合に提出し、財務大臣間で議論の上、最終的に承認がなされたということです。

この作業計画におきましては、解決策の論点や今後の検討作業などのスケジュールといったものが記載されています。

31ページは作業計画の概要ですが、解決策として二つの柱を提示しております。経済の電子化、また、それに伴ってビジネスモデルが変わっていく中でどういう問題があるだろうかということですが、一つ目は物理的拠点がなくてもビジネスができるようになってきている。そうすると、いわゆるPEなければ課税なしという国際課税原則を見直さなければいけないのではないか。そのような課題が一つ。



二つ目は、ビジネスモデルが変わっていく中で無形資産などが積極的にビジネスなどで使われていく、そういう中でクロスボーダーの利益の移転が容易になっていくのではないか。そういったものに対してどのような対応ができるのかということが二つ目の柱で、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入。この二つの柱が提案をされて、この二つを一緒に検討していこうということが大臣間で合意をされたということです。

そのスケジュールにつきまして、上の真ん中辺りですが、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意をする。また、2020年末までに最終報告書を取りまとめるということで合意をされているということです。

32ページ以降で二つの柱の具体的な内容について、もう少しお話をさせていただきます。

経済の電子化に伴って何が起きているかといいますと、物理的拠点がなくてもビジネスができてしまう。本店から何らかウェブでサービスを提供することによって、実際に左側にあります市場国でビジネスができて売上が発生し、利益が出てくる。でも、PEがないので課税ができないということが生じているのではないかと。

また、仮にPEがある場合、下の場合ですが、PEがあってもPEの機能を限定してほとんど本店で行ってしまうことで、本店で例えばロイヤリティーのような形で利益を吸い上げてしまって市場国で結果的にはほとんど課税ができないということが生じているのではないかと。

ただ、ビジネスは実際には左側の市場国で行われており、売上が生じ、利益が発生しているわけなので、そこでも一定の課税権は、認めるべきではないかと。そういうことで、市場国で生み出された価値に見合った課税権を配分できるように現行制度を見直さなければいけないのではないかとというのが一つ目の柱の問題意識です。

33ページですが、市場国で一定程度課税をするためにどのような考え方があるのかについて、各国から様々な案が出ております。

一番上がイギリスの提案したものでして、例えばSNSでいいねを押すとか、検索エンジンで自分が好きなキーワードを入れるとか、そういう形でユーザーがデータを提供して、そのデータを使って例えばウェブの広告を出すなど何らかのビジネスを行って利益が上がっている。

その利益はユーザーが積極的に貢献したことによって得られているので、そのユーザーがいる国で課税できるようにユーザーの貢献やユーザーの参加を認識してユーザーがいる国で課税できるようにしましょうというのが一つ目の提案です。結果として、IT企業やプラットフォーマーなど、そういうところが課税の対象となってくるイメージだと思っております。

二つ目の案はアメリカなどが提案しているものですが、市場国で売上を上げて利益を得るためには、その市場国で何らかのマーケティングを行ったり、もしくはブラン

ドを構築したり、何らかの活動をして消費者に働きかけをして、それで利益を上げているのでしょうかといったブランド構築のような市場国での働きかけを無形資産のような形で認識をして、それに対して所得が帰属するのであるという形で、市場国での課税権を認めるべきではないかというのが二つ目の案でして、この場合には対象となる取引はより広くなってくるのだらうと思っております。

三つ目の提案は重要な経済的存在です。これは途上国が提案しているものでして、理屈は様々ありうるのですが、他方で、途上国は執行が簡単でないといけません。したがって、なるべく簡単なクライテリア、具体的には継続して売上があって、それプラス例えばその国でウェブを出しているとか、もしくはその国の現地通貨で決済しているなど、一定のつながりがあれば課税権を認めるものです。そして、そこに帰属する利益もなるべく簡素な方法で配分をするものです。売上や雇用、またはその資産額やユーザー数であったりするかもしれませんが、そのようななるべくシンプルな計算方式で利益を配分するような方法がいいというのが途上国の案です。

こういう三つの案が提案されており、作業計画の中でも指摘されておりますが、今後、この三つのどれかというよりは、いかにこの三つの共通な部分を取りまとめていくかということが今後期待されている作業です。いずれにしても、市場国に課税権をより認めていこうという流れは共通ですので、その中でどのようなコンセプトが適切なのかを今後考えていく必要があるという状況です。

そして、併せて34ページですが、コンセプトはコンセプトで重要な議論なのですが、では、実際に利益を配分するときどのような計算方法になるのだろうか。それが分からないと制度の全体のイメージが分からないということで、今回の作業計画では、利益配分方法のイメージについても提示がされているということで、ここに三つございますが、一番上の部分はグローバルな利益の中から通常のビジネスから生じたルーティンの利益を取り除いたもの、超過利潤の部分の一部を何らか特定をして、それを市場国に配分するという方法が考えられるのではないかとというのが一つ目の残余利益分割法です。

二つ目は、その利益を分割するのは大変なので、その利益全体を何らかの簡素な指標、先ほど申し上げた売上や雇用など、そのような指標で市場国に配分するという考え方があってはないかというのが二つ目の考え方。

三つ目は、全体の利益を計算するというのもなかなか大変なので、各国の売上額に何らかみなし利益率のようなものを掛け合わせて各国への配分額を決めるという簡素な方法が考えられるのではないかと三つの案が提示されております。

いずれにしてもコンセプトとして、価値創造ということをどのように考えるのか。それを受けて、では、実際に執行できるのか、計算ができるのかということと両方合わせてバランスを見ながら、計算方法についても今後議論を深めていかなければいけない状況になっているということです。

35ページに移りますが、二つ目の柱、利益移転への対応です。

先ほど申し上げたように利益の移転が容易になっているということですが、では、なぜそのような移転が起きるかという、法人税の税率差が国によってあるからではないか。それに根本的に対応するような方策を考えられないかということですが、各国の税率をああしろ、こうしろということは課税主権の関係で難しいということですので、仮に高い税率の国から低い税率の国に所得が逃げていった場合に、高い税率の国が逃げていった所得に課税できるような一定の課税権を認める、こういった制度を考えてはどうかというのが二つ目の柱の提案です。

具体的には、二つ目の柱の枠のところですが、国際的に最低限の税率、ミニмумタックスレートを定めた上で、それを下回る国に利益移転が発生している場合、その利益に対して高い税率の国、逃げられてしまった国がミニмум税率まで課税できるようなルールを入れてはどうか。

それもケースは二つあると思っております、下にございますように(1)のケースは親会社から子会社への利益移転が起きた場合です。その場合は親会社の所得に子会社の所得を合算して親会社の国が課税できる。ある意味、現行の外国子会社合算税制の応用版のようなものですが、そういう制度が考えられるのではないかと。

下にある(2)のケースは、子会社から親会社に利益が移転する、ロイヤリティーのような形で支払いがされていて利益が抜けているような場合、その場合には子会社の支払いの損金算入を否認することによって子会社のところで課税できないか。このような制度を二つ組み合わせると、この利益移転の問題に対応できないかというのが二つ目の柱の提案です。

今回、この作業計画において、二つの柱について一緒に議論して行って、2020年1月に大枠に合意をし、2020年末までに最終報告書を取りまとめるということです。

一本目の柱で言えば、市場国に一定の課税権を認めるべきという大きな考え方は共有されているわけですが、では、その三つのコンセプトをどうするのか、また計算方法をどうするのか、そういった問題は簡単ではないということで、これからより議論を加速していかなければいけない状況にあります。

ピラー2、二本目の柱は、技術的問題も確かにそうですが、そもそもミニмумタックスを設定する議論は課税権といいますか、国の税率という問題とも密接にかかわる問題ですので、消極的な国もいると思いますので、簡単に進む議論でもないかもしれませんが、いずれにしても、二つの課題についてしっかりと一緒に検討して行って、2020年までに合意しようということをしつかりコミュニケで合意できたことが、今回のG20の財務大臣会合で得られた一番大きな成果なのではないかと思っております。

私どもがG20議長国を務めるのは今年の11月までですので、その間もこの動きを引き続き後押しをしていき、OECDの議論で今後、技術的なもの、もしくは概念的なものにも積極的に議論に参加していきたいと思っております。

以上が電子経済のところで、あとは38ページを見ていただければと思いますが、租税条約のネットワークにつきましても、毎年、国会に租税条約をまとめたものを上げておきまして、今年の通常国会におきましては赤の点線で囲んでおりますように新規三本、全面改定一本、計四本の租税条約を提出しております。昨年は五本プラスBEPS防止措置実施条約でしたし、来年は既に実質合意が三本ございまして、今後また正式交渉がございまして、その数も三本プラスアルファと増えていくことを期待しておりますが、租税条約のネットワークの拡充という部分についても引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

### ○中里会長

G20についての丁寧な御報告、ありがとうございました。

続いて、最前線で国際課税に関して交渉にあたっていらっしゃいます安居国際租税総括官から一言お願いします。

### ○安居主税局国際租税総括官

国際租税総括官の安居です。

今、細田参事官から詳細に御説明させていただきましたので中身についてつけ加えることは特にありません。せっかくの機会ですので、実際に交渉しております担当として感想めいたこと、もしかしたらいくつか重なる点もあるかもしれませんが、何点か申し上げたいと思っております。

まず第一点目ですが、今回のG20で作業計画が承認されたことになっていて、大変重要な成果だと思っております。我々担当者からしますと、G20に作業計画をうまく送り出せるかどうかというのは最大の議論であり、先ほども議論がありましたが、もともと国際課税の議論はOECDでされていたので、昔で言うと二十何カ国が議論しただけなのですが、BEPSになりますと、それが40～50カ国ぐらいになり、その後、どんどん加入国が増えて、現在、129カ国・地域で議論されております。

国連化しているのではないかと考えているのですが、129カ国・地域で議論して、この作業計画が全部で35枚、36枚ぐらいの紙ですが、合意できるかということを冷や冷やしながらか議論しており、何とか合意ができて送り出せたことは本当に良かったと思っております。

作業計画自体は、これからどんなことを議論していくかということがいろいろ書いてありますので、参加国からすると別にハードデシジョンしたわけでは必ずしもないのですが、その中でも一つはこれからこういうことを議論していくのだというストラクチャーを明らかにされておりますので、それなりに意味があるということと、先ほどありましたが、第二の柱のミニマム課税のところについては、一つの何%という固定の数字をミニマム課税として定めようということは合意しておりますので、そういう意味では中身も多少あるかと思っております。

129カ国・地域で議論して一つのものを作るのはいかに大変かということは身をもって思いますし、これからハードデシジョンをしていくにあたって、どのように進めていくかというのは本当に頭の痛い問題だと思っています。

第二点目ですが、国際課税の問題は今まで議論しようとしてもアメリカが乗ってこなくてなかなか動かないというのが今までの歴史ですが、今回はアメリカが乗ってきていることが非常に大きなポイントだと思います。そういう意味では大きな変化が起こるチャンスかなと思います。

この背景になっているのは、皆さん御承知のとおり、欧州各国が巨大IT企業を念頭に置いたデジタル課税をやろうということで、暫定的措置や一方的措置など言っていますが、そういう個別の措置をやろうという態度を見せたのに対して、アメリカは、それはけしからぬと言って、だったら国際合意をちゃんとして、やるべきではないのかということでアメリカはこの議論に乗ってきているのが今の構図であり、そういう意味では、アメリカも巻き込んだ世界的な議論になっているということは一段、今までと違った状況にあるのかと思っております。

次の点ですが、今、申し上げたとおり、この話はもともと巨大IT企業をはじめとしたデジタル課税という枠組みで議論しており、今でもマスコミの報道を見ますとデジタル課税という枠組みをとられています。アメリカが乗ってきているのは巨大IT企業を狙い撃ちさせないぞという意味でこの議論に乗ってきておりますので、デジタルに特化しない形での課税が議論されているのが現状です。

欧州自体はデジタルジャイアントと言われる人たちに対する課税を念頭に置いて議論しているわけですが、アメリカはそういう枠組みではなくて、もう少し広い枠組みで議論すべき。先ほどありましたが、マーケティング上の無形資産は必ずしもデジタル企業だけではなくて、一般の企業についても当然考えられる話ですので、今までの議論の枠組みは必ずしもデジタルに限られた話ではないということは頭に置いておく必要があるのではないかと思います。

あと二点。もう一点は、先ほどの話とも重なりますが、今回の議論の難しいところは、途上国が絡んでいることです。私が主に参加しているのはインクルーシブフレームワークという中で運営委員会、ステアリンググループという会合があって、そこに行き行って議論していますが、そこで129カ国・地域の中の代表である20カ国がそこに参加していますが、半分は非OECD国、途上国です。したがって、彼らが一番主張するのは、我々は、執行能力がないからちゃんと執行できるような簡単な仕組みにしてくれということをおっしゃって、例えば巨大IT企業に対する課税などは一番難しそうな課税ですが、それを簡単にしろと言われていたということで、制度設計、これからいろいろ考えていかなければいけないのですが、難しい命題が前に横たわっているというのが実感です。

最後、少し今後の見通しを申し上げようかと思いますが、先ほどの細田参事官の説

明にもありましたが、一つ、今回の作業計画で重要だったのは、来年の1月に大枠について合意することが作業計画に書き込まれています。我々、官僚からすると日程が定まるというのは非常に大きなことで、そうすると、あと半年ぐらいで議論の大枠をまとめなければいけないという意味で我々には今、非常にプレッシャーがかかっている状況です。

そういう中で、ピラー1、ピラー2と二つの柱がありますが、ピラー1は課税権の問題、PE原則の見直しの問題で非常に大きな問題で難しい話ですが、先ほども少しありましたが、市場国に対して課税権を少し渡してやろうという大きな方向性自体は合意がほぼされていますので、あとはそれを具体的にどういう形でやるかという技術的な話が残っている。

一方、ピラー2の第二の柱はミニマム課税ですが、これはどういう形でやるかというのはおおそ我々、技術者の間ではこのようにやるのだろうということは想像がつく話ですが、そもそもこのようなことをやるのかという政治的なところがまだ合意がなくて、ピラー2は、その意味では政治的な問題として非常に難しい調整が必要になるのだろうなと思っています。

いずれにしても、2020年中にはコンセンサスに基づく解決策に合意することになっていますので、これから一生懸命、議論していかなければいけないと思っています。

#### ○中里会長

安居総括官、丁寧な御説明ありがとうございます。状況がよく分かりました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田近委員、どうぞ。

#### ○田近委員

御説明ありがとうございます。

大変な話を限られた時間で説明いただいた感じなのですが、もちろん、これから議論していくわけですが、細かなことではなくて比較的大きなことで、今日、御説明いただいた一つの柱、ピラー1ということで、分かりやすく言うと、いろいろ議論してきたが、プラットフォームを介するビジネス等が出てきて、アイデアとしては市場国で課税できないかということですね。今までBEPSでさんざん我々がお経のように読んできたのは価値創造基準で、価値が生まれたところで、そこに独立企業間価格、アームズ・レングスの原則で課税するのだ。したがって、そこで移転価格等をやるのだということ。

質問なのですが、ところが、今日、市場で課税をする、市場を重点に課税するとなると、要するにプラットフォームの人も利益を配分しなければいけないわけです。そうすると、その配分基準としていろいろ残余利益分割などあるのですが、質問は、今

までの価値創出基準、独立企業間原則と、これからの市場国に注目して市場国での価値に課税する利益配分は原則的にコンパティブルなのですか。

○中里会長

こちらについて細田参事官お願いします。

○細田主税局参事官

価値創造という発想から市場国の発想も出ていて、市場国において一定の価値創造があるので、それに対して一定の市場国での課税権を認めようということだろうと思っております。

そういう意味では、既存のALPのような制度は様々なところで動いているでしょうし、他方、経済の電子化によって影響を及ぼされているところで、動いていないところもあるのではなかろうか。そのようなものを見ながら、このALPでできるもの、できないものを考えながら、既存の制度と両立できる新たな制度も考えていくことになるのではないかと思います。ただ、どのような形でその範囲が決められていくのかということは、これから議論していかなければいけないと思っております。

○中里会長

田近委員、よろしいですか。

○田近委員

現実的にはALPはALPで、それはそれで一方で走らせ、一方で市場国に利益を帰属させる。そうすると、分割的な基準が必要で、アポーショメント的なものも行う。二つ同時に走っていくというイメージで全体としていいわけですね。

○細田主税局参事官

全体の姿というのはこれからではあるのですが、そのような考え方もあるのではないかと思います。

○中里会長

様々な場合がありますから、場合に応じて様々な基準が採用されていくので、そちらについての議論をしていくということだろうということですね。

それでは、神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

私も今、御報告のありました6月8日の福岡のシンポジウムに参加させていただきましたので、感想を申し上げたいと思います。

議論を聞いてきて、各国がこの問題を喫緊の課題として捉え、何とかしなければならぬと強く思っていることを実感したわけですが、その後のG20の会議でOECDが公表した作業計画が承認されたということで、非常に意義のあることだったと思います。まずは議長国として尽力された財務省をはじめとする日本政府のリーダーシップに心から敬意を表したいと思います。

今日の資料にもございますように、解決すべき課題は山積みなわけですが、2020年

1月までの大枠合意、そして、2020年末までの最終合意に向けて、大変なことだと思いますが、日本のさらなる努力を期待したいと思います。

その上で、シンポジウムの中での麻生大臣のお話にもありましたとおり、合意には妥協の精神が必要だと思いますが、他方で、新ルールの自国への影響も考えておかなければならないと思います。提案されている利益配分のルールや最低税率の導入などの導入によって、日本の企業や日本の税収、税務執行にどのような影響があるか等について、適切な機会を捉え、議論の進展に合わせて丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

アジア・オセアニア税理士連盟の会合でもBEPS等の、国際課税の話について、常に活発に議論されております。そうすると、G20等の政府側の議論と並行的に、プロフェッショナルの先生方の議論と課税を受ける企業側における議論と様々な局面がおそらく出てくるのでしょう。ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

御説明、どうもありがとうございました。

二点質問がございます。直接、今回のG20会合に関係ない部分もあるのですが、御説明のあった租税条約に関連するところで、今日の資料の29ページに国内法でPEの定義を拡大したということ、平成30年度税制改正で行ったということがあって、かつ、23ページにBEPS防止措置実施条約についての御説明があって、38ページに、その租税条約の中でもBEPS防止措置実施条約についてもそれが含まれていて、このマルチの条約が締結されて、批准している国々にはBEPS防止措置実施条約が適用されるということだとすると、PEの定義拡大に関する規定はBEPS防止措置実施条約の締結国との間では有効になる。ただ、その条約の中にはアメリカは加入していない、署名していないのでアメリカは入っていない。だけれども、実は2013年の部分のアメリカの租税条約ですら、まだ未発効であるというのが38ページに書いてあって、そういう状況だという理解でいるわけですが、それで正しいかどうかというのを確認させていただきたいのが一つです。

もう一つは、今回のG20会合及び今後の作業計画に基づく最終報告書までの内容に関連するところですが、作業計画でピラー1、ピラー2と先ほど御説明があったとおりで、これが何らかの合意に至って来年辺りに最終報告書まで導かれたとすると、その後の各国の対応は、先ほどのBEPS防止措置実施条約のようにマルチの条約で、一々全部バイで条約を結び直すということではなくて、同じような枠組みをまた別途作って、そこに参加国がそれぞれ手続をとって発効するという段取りになるのか、その辺りの見通しについてお聞かせいただきたいと思います。



## ○中里会長

細田参事官、よろしく申し上げます。

## ○細田主税局参事官

最初のPEの関連ですが、BEPSのマルチ条約でありますMLIですが、こちらには各国においてPEの改正規定を選択している国、選択していない国がございますので、署名をしておりまして、そのPEの改正規定を選択している国との間ではPEの定義がBEPSの勧告に沿ってアップデートされているという形になっております。

アメリカについては、MLIも入っておりませんし、また、現行のアメリカの租税条約の規定もこのようなBEPSの最新の規定は入っておりませんので、条約の方が優先するという状況になっているのは御指摘のとおりです。

二つ目の今後のピラー1、ピラー2の措置をどのように導入していくかということですが、これは作業計画の中でも、条約の関連の改正が必要だった場合、おそらく必要になってくるのだと思いますが、そういった場合には既存のMLIを使うのか、それとも新たなマルチの枠組みを作るのか、どういうものがあるのかということも今後検討していく必要があるということで論点の一つとして挙げられております。今後、様々な論点を議論していく中で、どのような形で改正を租税条約に反映していくのかということについても議論がされていくものと理解しております。

## ○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、申し上げます。

## ○岡村委員

冒頭、会長からも御説明がありましたように、今回の問題は非常に大きく重要な国際課税の問題であって、こういう形である程度時間をとって議論をできることは貴重な機会であると思います。

ピラー2の方から申し上げます。先ほど安居総括官からも御説明がありましたが、安居総括官、当日は大変御活躍になっておったのを見せていただきましたが、当日のペーパー、G20の国際課税セミナーのペーパーの中ではアメリカに関する言及があり、ピラー2に関してSome may find similarities between the first and second options and US GILTI and BEAT regimesというのがあります。

このGILTIというのは、国外で生じた一定の所得については一緒に課税してしまうというもので、BEATというのは相手国で課税されないものについては控除を認めないという、基本的にはインクルージョンルール等と並行する規定でして、これが意味するところはおそらくアメリカを意識して、少なくともピラー2についてはこの話を進めてきたということだと思います。しかしながら、このGILTIについてもBEATについても、アメリカの実務的な論文などを読んでおられますと、様々な問題があるところですから、ぜひ慎重に御議論を進めていただければと思います。

もう一つ、より大事なものはピラー1の方ですが、これも作業計画の文書、5月31日に公表されたものだったと思うのですが、これを見ると、ザ・ニュー・タクシングライトと言っています。新たな課税権、この言葉が繰り返し出てきているわけです。そういう位置づけであり、これまで私たちが国際課税あるいは国際租税法として習ったり教えたりしてきている基本的なこと、つまり、PEという恒久的施設があってはじめて納税者に対する調査ができるし、申告義務等を課すことができるし、あるいは課税処分や徴収処分を行うことができるという前提で物事を考えてきたわけですが、新たな課税権の下では、相手がバーチャルなものになってきて、物理的な存在はなくても課税をしていかなければならないということになります。

そうすると、一体どうしてやるのかということで、この作業計画の文章を見てみると、アドミニストレーションというところがあり、その中に少し興味深いものがあります。One option could be to design simplified registration-based collection mechanismsというのがあります。これはパラグラフ46ですが、これが何を意味しているかということ、おそらくVATあるいはGSTにおけるレジストレーションだろうと思われるます。

ですから、その辺りを含めて、今後の納税環境整備が調査権限を含めてかなり問題になってくるように思われます。来年の終わりまでに何かを作り上げようということであれば、国内法の整備、実体法ルールはおそらく何かを決めるということだと思のですが、特に調査や申告納税義務を課していくことについては、簡単なことではないと思いますので、この辺りを慎重に、かつ的確に進めていくことになると思います。

その際に注意すべきは、この新たな課税権、ニュー・タクシングライトと言っているうちのフラクショナル・アポーショメントという二番目のもの、従来はフォーミュラリー・アポーショメントという言葉が使われていたのですが、それをフラクショナルという言葉に書きかえて、少し違うものだということにしているのかもしれませんが、これをよく読んでみると、多国籍企業全体の利益をフォーミュラーで割り振るということなので、そうすると、我が国には全く存在しない会社についても、その会社がいからの利益が出るかが原理的には分からないといけないということになります。

この作業計画のペーパーを読むと、そういうものは情報交換があるからできるのだという書き方になっているかと思いますが、本当に可能かという問題があります。資料（総23-1）34頁の三番目のものは、現行の考え方からかなり離れていますが、二番目のものであっても難しいことになってくると思います。これまでは、この種の利益配分方法は、残余利益分割法の様々な変形ではないかと思っていたのですが、それを完全に超えていることが今回はっきりしてきたということを指摘したいと思います。

しかし、前を向いて考えれば、このフォーミュラリー・アポーショメントの議論が出てきたのは1960年代ですから、これまで50年近くかかってできなかったことを、これから一年少しの間でやってしまおう、ということかもしれないので、非常に興味深い

ところはあるかと思えます。

以上です。

#### ○中里会長

岡村委員は福岡にいらして下さったのですね。

#### ○岡村委員

そうです。

#### ○中里会長

本当にありがとうございます。臨場感溢れる議論で勉強になったのではないかと思います。BEPS防止措置実施条約、マルチの条約と個別の条約との関係、国内法との関係など、どのように考えていったらいいのか分からないことがいっぱいありますので、今後、よろしく願いいたします。

安居総括官、どうぞ。

#### ○安居主税局国際租税総括官

今、岡村委員のおっしゃったことに少しコメントさせていただければと思うのですが、まずピラー2の方についてアメリカを意識しているのかという話ですが、もちろんしています。BEATについてもGILTIについてもアメリカにあるということを前提として、アメリカは国際的に入れたらどうですかという話になりますし、ヨーロッパは最低課税をした方がいいという立場ですので、そういう意味ではアメリカの制度も参考にしながらということですが、ただ、アメリカの担当者自身がアメリカの制度が最善ではないと言っていて、そういう意味では、アメリカではこうなっているが、本当にこれがいいだろうかというのは論点の一つとして、いくつかの論点についてそういう議論はなされているのが現状です。

ピラー1の方のニュー・タクシングライトの話で、現状を言いますと、まだどうやるかというところで議論していて、それを決めたときに一体どのように納税環境を調査するかというところまでまだ突っ込んだ議論がなされているわけではありませんが、感じておりますのは、先ほど御言及もありましたが、情報交換が大分進んできているとか、税務行政上の協調も進んできておまして、今、国税庁も入ってICAP（国際コンプライアンス保証プログラム）という共同でリスクアセスメントをする活動も始まってきていますし、そういう意味では、執行側も国際協調が大分進んできているという現実もあって、何とかそういうところでやっていけないかという期待が今まだあるだけですが、これからまたその点については詰めていく必要があるのだろうと思えます。

最後、フォーミュラリーアポーショメントの話ですが、今、岡村委員がおっしゃったのと全く同じことを、先進国からこれを主に提案しているインドに対して、こんなものはできないだろうと言っているのですが、おっしゃるとおり、アメリカは地方税の調整をするときにフォーミュラリーアポーショメントをやっているらしくて、これは最悪だからやめた方がいいと言っていますし、これに乗る議論は非常に少数ではあり

ますが、他方で、インドが提案しているのが、インドは途上国を代表してやっていますし、途上国の立場からすれば、少しでも分け前が多い方がいいということなのかもしれませんが、全体を割ったらいいではないか。

フラクショナルリーアポーションメントと言うと難しいですが、要するに地方消費税を分割するのと同じです。同じようなことを国際的なレベルでやったらどうかという提案なわけですが、なかなかワークしないのではないかというのが今のところの議論ではありますが、こういう主張も加味しながら、今後、どうしていくのかということ議論していかなければいけない状況でございます。

#### ○岡村委員

ありがとうございました。

#### ○中里会長

安居総括官、ありがとうございました。

林特別委員、お願いします。

#### ○林特別委員

細かい質問かもしれませんが、いただいた資料の32ページのところで、長期的解決に関する具体的提案の一つ目の柱のところで二つ例があって①、②のところで、①のオンライン音楽配信云々と書いてあるところですが、これは法人課税の文脈で議論されているのですが、例えばオンライン音楽配信だと、昔で言うと海外のCDを個人輸入して自分で聞くようなケースに当たると思うので、どちらかという消費課税の問題のような気がするのですが、いかがですかということです。

確かにPEができれば、そこから音楽配信をして利益が出て課税できるということですが、サービスを外から直接輸入するということなので、現行だと個人利用の場合は個人輸入して一万円以下だとおそらく税金がかからないはずだと思うのですが、オンライン配信、音楽配信などどういうロジックで企業の利益課税ということで書かれているのかと疑問に思いましたので、御示唆をいただければと思います。

#### ○中里会長

よろしくお願いします。

#### ○細田主税局参事官

消費課税の問題という意味では、今、デジタルの部分は27年度税制改正において、国外から行われるものは事業者がいる場所ではなくて実際にサービスの提供が行われた場所で課税がされることで、BEPSの勧告に沿った対応がされています。

そのような中で、例えば少額部分の免税みたいな話は、VATの世界でもそのような免税はなるべく小さくなくしていくべきではないかという議論もなされていると理解しているところです。そのような流れもある中で、オンラインの音楽配信、このような取引の利益について、法人税の世界で価値の創造をどの様に認識し対応するのかということは、今後、実際にどのようなところに問題意識を持って課税するのか検討が必要

ではありますが、今後きちんと対応していかなければいけないという方向性自体は法人税も消費税もその方向なのかと思っているところです。

#### ○中里会長

恒久的施設がないにもかかわらず外国から直接日本に販売したりサービスを提供したりする場合に、課税がなくていいのかという問題意識なのかもしれません。

どうぞ。

#### ○林特別委員

要するに海外で付加価値が生まれたのをこちらに持ってくるわけですから、恒久的。

#### ○中里会長

法人税は、恒久的施設があれば課税できるわけですが、ない場合も同じような経済活動をやっているのではないかということですね。

#### ○林特別委員

生産のところで課税するというお話ではなかったのでしょうか。ここでは図を見ると利益という書かれ方をしているので、法人税の文脈で書かれているのですが、消費税の文脈ではないのですかという質問です。

#### ○中里会長

安居総括官、どうぞ。

#### ○安居主税局国際租税総括官

消費税も法人税も両方あります。消費税の話は、既に実は議論がされていて、消費税は当然、消費地で課税しますという議論になっていて、ただ、PEもない外国の業者に一体どうやって課税するのだという議論について、先ほど岡村委員からもありましたが、登録制度のようなものを作って、ちゃんと納税してもらおう仕組みを平成27年に日本でも入れており、そういう意味では消費税についてはちゃんと課税する仕組みが既にできています。

そうすると、残ったのは法人税ですが、今までは基本的に物の移動でしたので、物は水際でどうなっているか把握できますし、物がある国で大量に売ろうと思うと、やはり倉庫など様々な物理的な施設をどうしても市場国に置かなくてははいけないので、手広く消費国でPEも置かずにやるということは難しい状況だったわけですが、それがデジタルの世界になりますと、PEなど置かなくてもいくらでも売れてしまう状況が生じていて、そうすると、例えばオンラインの音楽配信について、ある外国の会社が、日本だったら日本なりのマーケットを席卷してしまう状況が仮に出てきたときに、そこから売ったり買ったりしているわけですから、そこで利益が生じているわけで、その利益に対して消費国として課税できなくていいのかというのが今回の議論です。

あんなにもうけているのだから少しは課税させるべきではないのかというのが今回の議論の始まりですから、そういう意味では、消費課税は一応の結論が出てルールができた。では、あとは利益に課税する法人税の世界をどうするのかというのが今、まさ

に行われている議論です。

**○中里会長**

例えば一定のソフトウェアについて、昔は外国法人の日本支店が日本国内のクライアントに販売していたのを、デジタルの世界でサイトライセンスやエンタープライズライセンスということで、シンガポールから直接ダウンロードさせるような形で日本支店を介在させないで外国から直接に販売した場合に、今までとやっていることが同じなのにどうして課税できなくなるのかということ、実は訴訟も起こったのです。だから、消費税の話とは別の何かがあるということでしょうか。

**○林特別委員**

一つだけよろしいですか。

それは単に日本国内でディストリビューションというサービスがあったから、その付加価値が生み出した利益に対して課税されたということですね。そう考えると分かるのですが、今回、ディストリビューションのサービスが日本の中で、そういった付加価値がないわけですから、それをどう考えるかということではないでしょうか。

以上です。

**○中里会長**

岡村委員、お願いします。

**○岡村委員**

付加価値あるいは価値創造の意味が、どうも私たちは物を作る、製造する、ものづくりということに集中しがちなのですが、おそらくそれだけでなく、物を売ることを価値創造あるいは価値の実現だと考えているのだらうと思います。

例えば今回もフランスの財務大臣は消費ベースにまでは動かさない。しかし、市場に課税権を分配しながら価値創造というものを正しく反映する税制を作ってほしいということをおっしゃっておりました。ですから、価値創造ということの意味がマジックワードだと。そして、それは物を販売することまで、つまり、消費をその地域でさせることまでを含みはじめているのではないかと理解されると思います。

**○中里会長**

どうぞ。

**○梅澤特別委員**

今、岡村委員が言われたとおりだと思います。アメリカやイギリスの提案を見れば、もう明らかにブランディングに投資をして顧客ベースを作るところに。

**○林特別委員**

それは二番目の問題です。一番目の問題について質問しています。

**○梅澤特別委員**

だけれども、価値創造の話でしょう。価値創造にはそこまで含まれるという話は、少なくとも明確にこの二カ国からも打ち出されているというように見えます。

## ○中里会長

では、赤井特別委員。

## ○赤井特別委員

私も質問ですが、33ページのところで三つ、各国から出されているのですが、これを採用すると、各国に利益が回るから提案しているという理解でいいのか、それとも各国の考え方がこちらに近いのか、その辺り、何かあれば教えていただけますか。

それぞれの基準を採用すると、どういう帰結になるかというイメージが分かっているのであれば。最後は簡単だと思うのですが、執行、それに合わせてだと思うのですが、例えば上の方にするアメリカにより有利になるという理解でよろしいのですか。

## ○中里会長

では、細田参事官、お願いします。

## ○細田主税局参事官

これは、そもそも問題意識として経済が電子化することによってどういうところに影響が及んでいるのかによるものです。イギリスはユーザーのデータ、こういったところが価値創造の中心ではないか。アメリカは、より幅広いところで経済の電子化の影響が及んでいるのではないかという価値創造に関する見解の違いでこういう提案が出ているということです。その結果、どのような影響が出てくるかは、まだOECDでも分析できておりませんし、いずれにしても、こういうコンセプトを踏まえて、どのような制度になっていくかということにもかかわってくるのではないかと考えております。

## ○中里会長

ありがとうございます。

32ページの図について、おそらく疑問を持ってらっしゃると思うのですが、上は課税できるかどうかというトリガーの話で、下はどの範囲で課税できるかという量の話で、両者は密接に関連しているわけですので、上と下は別世界とかそういうことではおそれないのではないのでしょうか。参事官、よろしいですか。

## ○細田主税局参事官

おっしゃるとおりで、上はPEがあるかないかが問題となるということですし、下は仮にPEがあったとしても利益の課税できる範囲を見直す必要があるのではないかとこの問題意識です。

## ○中里会長

林特別委員、もし、さらに何かあったら事務局へお願いします。先生のご議論が本質的なところに迫っている可能性があるのです、遠慮なく参事官室にお聞きください。よろしくお願いします。

## ○林特別委員

ただ、アポーショメントの話は割と本質的な話では、結論から言ってしまうと、要するに便宜的にどう分けようかという話ですね。

## ○中里会長

マサチューセッツ・フォーミュラみたいな話でしょうか。

こうやって仲間内でいろいろ議論するというのは楽しいですから、それぞれ専門が違うので発想が違うことがあって、どちらも実は正しいことが多いものですから、今後ともよろしくお願いします。

こんなところでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、先日開かれました専門家会合について御報告したいと思えます。

4月に開催された前回の総会、第22回総会において、委員の皆様の御了解をいただいて専門家会合を設立するというので、これについては資料、総23-2にありますとおり、一昨日、10日に神野座長のもとで第1回会合が開催されました。

この第一回会合では、4月末から5月上旬に四人の先生方に海外調査に出かけていただきまして、その海外調査の概要が出張された委員の方々から報告がされたわけです。

諸外国では、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イギリスの五カ国でしたが、企業年金・個人年金について、働き方によって税制支援に大きな違いが生じないように配慮する仕組みが整備されているといった事例などがその専門家会合で紹介されたということです。

専門家会合で出た御指摘も踏まえつつ、これは国々で違いがありましてなかなか複雑ですので、そこで出た御指摘も踏まえつつ、今後、出張された委員の方々を中心として事実を正確にとりまとめ、少し時間がかかるかもしれませんが、総会に御報告していただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

次に、今後の税制調査会の進め方について、委員の皆様に御相談させていただきたいことがございます。私たち、税制調査会の委員の任期は、1期3年とされております。私としては、この任期のうちに議論をとりまとめたいと考えておりますが、とりまとめに向けては、先ほどの海外調査のことなど特にそうですが、もうしばらく議論の時間をいただく必要があるのではないかと。そうすると、3年の任期である6月23日までにとりまとめるのは事実上なかなか難しいのではないかと認識しております。

できる限り丁寧に、かつ正確に議論したいということです。そこで、もし皆様の御了解が得られるのであれば、これまでの議論を引き続き継続し、9月中のとりまとめを目指すということを前提に、9月末まで任期を延長させていただけないかということを考えているわけです。

具体的な進め方につきましては、今後、それぞれの専門家会合の座長の先生方とも相談させていただきますが、専門家会合も活用し、議論の状況も踏まえながら、とりまとめに向けて総会を開催させていただければと、今、考えているわけです。

とりまとめの具体的な内容は、委員の皆様と相談させていただきながら、今後、もち



ろん検討させていただきたいと考えております。

委員の皆様には大変申しわけないのですが、もうしばらくの間、御協力を賜ることにしたいと思っておりますが、このような方向で進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

#### ○中里会長

ありがとうございます。

もちろん、委員の任命権は総理にございます。また、任期延長につきましては政令、具体的には税制調査会令の改正が必要とされるということでもありますので、事務局におきましては、所要の進めを進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。我々も全力を尽くして、一生懸命、議論を進めていきたいと思っております。

それでは、この辺りで本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、記者会見で御紹介したいと思います。

次回の総会につきましては、また改めて事務局から御案内をいたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりくださいます、ありがとうございます。

[閉会]